

# 令和7年度 介護保険施設等集団指導

## 周知事項

- 1 経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化された事項に対する指導
- 2 令和6年度から減算適用となる事項に対する指導
- 3 その他の周知事項

鹿児島市 指導監査課



# 1 経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化された事項に関する指導

## (1) 高齢者虐待の防止について【対象：全サービス】

- ①運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。
- ②虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
  - ア. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - イ. 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ウ. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
  - エ. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※居宅療養管理指導については、経過措置期間を3年間延長し、令和9年4月1日義務化となる。



# 1 経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化された事項に対する指導

---

## (2) 感染症対策について【対象：全サービス】

### ①施設系サービス

- ・従来の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）を実施すること。

### ②その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）

- ・委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を行うこと。



# 1 経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化された事項に対する指導

---

## (3)業務継続計画（BCP）について【対象：全サービス】

### ア．感染症に係る業務継続計画

### イ．災害に係る業務継続計画

- ・業務継続に向けた計画等の策定及び従業者への周知、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を行うこと。
- ・定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

※居宅療養管理指導については、経過措置期間を3年間延長し、令和9年4月1日義務化となる。



# 1 経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化された事項に対する指導

## (4) 認知症に係る基礎的な研修の受講について

【対象：全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）】

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じること。

詳しくは鹿児島県ホームページをご確認ください。

[http://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kagoshima\\_ninti\\_kisoken.html](http://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kagoshima_ninti_kisoken.html)

または、「鹿児島県 認知症介護基礎研修」で検索



# 1 経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化された事項に対する指導

---

## (5) 口腔衛生管理

【対象：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ・ 口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

## (6) 栄養ケア・マネジメント

【対象：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ・ 栄養士又は管理栄養士を1以上配置すること。
- ・ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。



## 2 令和6年度から減算適用となる事項に対する指導

### (1) 高齢者虐待の防止について

【対象：全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。）】

・虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。  
（令和9年3月31日までは適用しない。）



## 2 令和6年度から減算適用となる事項に対する指導

### (2) 身体的拘束等の適正化について

【対象：短期入所系サービス、多機能系サービス】

・身体的拘束等の適正化を図るための措置（身体的拘束等を行う場合にその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施）を義務付け、身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算



## 2 令和6年度から減算適用となる事項に対する指導

### (3) 業務継続計画（BCP）について

【対象：全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。）】

- ・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算



### 3 その他の周知事項

---

#### (1) 身体的拘束等の適正化について

【対象：訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援】

令和6年度改正事項

①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。



## 3 その他の周知事項

### (2) - 1 協力医療機関との連携体制

【対象：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

#### 令和 6 年度改正事項

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける。その際、義務付けに係る期限を3年（令和9年3月31日までの間は努力義務）とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。

- ①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこと。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めること。



### 3 その他の周知事項

#### (2) - 2 協力医療機関との連携体制

【対象：特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護】

##### 令和6年度改正事項

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めること。

①利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこと。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めること。



### 3 その他の周知事項

---

#### (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置について

【対象：短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス】

令和 6 年度改正事項

- ・介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（令和 9 年 3 月 3 1 日まで努力義務）



### 3 その他の周知事項

#### (4) 居宅介護支援の業務が適正に行われない場合の減算

【対象：居宅介護支援、介護予防支援】

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者やその家族に対して、文書を交付して説明を行い、理解したことについて利用者から必ず署名を得てください。

① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

・ 上記①について、文書を交付して説明を行っていない場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで報酬が減算となりますので、ご注意ください。  
(居宅介護支援のみ)

※運営基準減算として、所定単位数の100分50に相当する単位数で算定されます。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません。



### 3 その他の周知事項

---

#### (5) 介護職員等処遇改善加算の「見える化」について

- ・ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。

※加算を算定されている事業所については、掲載漏れが無いようにご注意ください。



### 3 その他の周知事項

---

#### (6) 「書面掲示」規制の見直しについて 【全サービス】

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（令和7年度から義務化）



### 3 その他の周知事項

#### (7) グループホームにおける食材料費の取り扱いについて

【対象：認知症対応型共同生活介護】

令和6年11月15日 長寿あんしん課通知

- ①グループホームにおいて食事に関して徴収できる費用は「食材料費」であり、他の介護サービスにおける「食事の提供に要する費用」とは異なり、調理に係る費用（人件費等）を含めることはできないこと。
- ②食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。
- ③食材料費の額やサービスの内容については、サービスの利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。



### 3 その他の周知事項

(8) 「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも令和4年4月1日より義務化されています。

性的言動、優劣的な関係を背景とした言動により就業環境が害されることが無いよう、各事業所において、研修等を実施していただきますようお願いいたします。

●事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料

厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

|                    |    |
|--------------------|----|
| 職場におけるハラスメント防止のために | 検索 |
|--------------------|----|



# 各種感染症に伴う運営指導について

運営指導は、各事業所の利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、より良いケアの実現と保険給付の適正化を図るために行っているところです。

今後も各種感染症の状況をみながらの対応となることが想定されますが、運営指導へのご協力をお願いします。



# 介護保険サービスにおける 不適正事例について (本市における行政処分)



# 指定取消

令和 6 年度      1 件



# サービスの種類

**地域密着型通所介護・予防型通所介護**

処分年月日（指定取消年月日）

**令和7年3月15日（令和7年3月31日）**



## 処分の理由

# 人員基準違反

(介護保険法第78条の10第4号、第115条の45の9第1号)

1. 少なくとも令和5年7月から令和6年11月までの間、看護職員を1人以上配置していなかった。



## 処分の理由

# 不正請求（介護保険法第78条の10第8号、第115条の45の9第2号）

1. 令和5年8月から令和6年11月まで、人員基準違反に伴う人員欠如減算をせずに、給付費を請求し続けた。

※その他、上記に伴う加算3項目



## 経済上の措置

不正に請求して受領していた介護給付費を返還させるほか、  
法第22条第3項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて  
得た加算額を請求する。

|       |            |
|-------|------------|
| 不正請求額 | 6,879,233円 |
| 加算額   | 2,383,762円 |
| 返還額   | 9,262,995円 |



## その他

- ・ 当該法人は指定取消日から起算して5年を経過しない間、地域密着型サービス事業者の指定不可
- ・ 指定取消日から起算して5年を経過しない間、当該不利益処分にかかる聴聞通知日の60日以内に当該法人の役員及び管理者であった者が役員又は管理者である法人は、地域密着型サービス事業者の指定不可



行政処分となった事例はすべて  
事業所名もふくめ、市として公表し、  
市ホームページ上への掲載をおこないます

これまでの事例では  
テレビや新聞などで報道されています



# 動画の終わりに

---

この動画で説明したこと以外に重要な点、注意が必要な点はたくさんあります。

ホームページ掲載の各種サービス別の「**運営指導における主な指摘事項**」も熟読いただき、条例や解釈通知に則って、適切な運営を行い、今後もより良いサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。



ご清聴ありがとうございました

引き続き、資料をご確認いただき、確認終了後、

期限内に『確認票』を市へ送信してください。

よろしくお願いいたします。

1事業所(事業所番号)ごとに、  
どなたか1名のみ送信してください。

1事業所で、複数名又は複数回の  
送信をすることがないように、注意して下さい。

マグマシティPRキャラクター  
火山の妖精「マグニオン」



マルニオン



ペビニオン



あなたとわくわく  
**マグマシティ**  
鹿児島市